

【追加募集】令和6年度香川・愛媛せとうち旬彩館におけるイベント出展要領

令和6年1月

一般財団法人かがわ県産品振興機構

1 趣旨

東京にある香川県・愛媛県のアンテナショップ「香川・愛媛せとうち旬彩館」において、県産品の情報発信、アンテナショップへの誘客等を図るとともに、対面販売による消費者ニーズの収集等を図ることを目的に、イベントを実施する。

※昨年末に当募集を行った結果、空き枠が生じたため追加募集をする。

2 日程等

1) 令和6年4月3日（水）～令和7年4月1日（火）で、香川県の該当週に実施する。

（別紙「令和6年度香川・愛媛せとうち旬彩館年間イベント計画表」を参照）

※斜線が引かれている枠は、すでに決定済。

2) 開催期間は、原則、1週間（水曜日～火曜日）とし、時間は午前10時～午後8時（最終日は午後5時まで）

3) 出展は、原則年2回までとする。

4) 実施者及び実施日程の決定は、先着順により決定する。

3 イベント実施場所

〒105-0004 東京都港区新橋2丁目19番10号 新橋マリビル

「香川・愛媛せとうち旬彩館」1階 イベントスペース(約12㎡) TEL 03-3574-2028

4 イベント出展内容

県産品事業者による香川の魅力ある県産品の販売やワークショップ等の実施。

5 出展にあたる注意事項

1) 出展商品は、県産品であること。

2) イベント期間中、自社商品等のPR、販売のための販売員等を必ず派遣すること。

3) 出展者は、適格請求書(インボイス)発行事業者として登録していること。

4) 出展商品は、食品表示法などの法令を遵守していること。

5) 設営は、前日の午後6～8時、もしくは初日の午前8～10時に行うこと。

6) イベント最終日は、次の出展者の準備のため、イベントは午後5時までとし、午後6時までに清掃・搬出を行うこと。

7) 出展商品には、イベント販売用の値札（税抜の額を記載）を各商品のバーコード部分に貼り付け、1階特産品ショップのレジで精算する。

8) 天災等その他不可抗力によるイベントの中止、出展物の損害については、事務局、香川県、愛媛県、運営受託事業者、アンテナショップ運営協議会は、その責を負いません。

9) 各商品の販売個数は、各事業者で管理すること。

6 提出書類

- 1) 様式1「令和6年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント出展申込書」を事務局へ提出。
- 2) イベント終了後30日以内に、様式2「令和6年度『香川・愛媛せとうち旬彩館』イベント報告書」を事務局へ提出。

7 出展手数料

売上金総額の7%（運営受託事業者5%、一般財団法人かがわ県産品振興機構2%）。

8 イベントでの売上金の精算

精算業務は、運営受託事業者から、一般財団法人かがわ県産品振興機構を通じて行う。

※運営事業者からの売上報告は、毎月20日締めのため、20日を跨ぐイベントの場合、売上の振込が2回に分けて行うこととなりますので、ご注意ください。

（なお、振込手数料は、当機構が負担いたします。）

9 その他

イベント用の商品、機材等の搬送にかかる費用の一部助成を予定しています。（令和6年度予算の県議会の議決が条件）

10 事務局

一般財団法人かがわ県産品振興機構（香川県交流推進部県産品振興課内） 松本

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号（香川県庁東館8階）

TEL：087-832-3384 FAX：087-806-0237 電子メール：kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

【出展申し込みから出展報告書の提出まで】

摘要	期日等の日程	備考
出展申込	随時追加募集	空き日程は https://www.kensanpin.org/topics/business/28958/ で公開しておりますが、最新情報はお電話にてお問合せください。
実施者 ・実施日決定	先着順のため、お申込みの際、ご相談の上、決定	イベント実施決定後には、旬彩館駐在員に連絡をとり(TEL 090-3133-0424)、イベントの具体的な準備、内容について、相談をしてください。
イベント実施	イベント実施日	「イベントスペースの利用法」をご覧ください、積極的な商品プロモーションに取り組んでください。
報告書の提出 【全員必須】	イベント終了後30日以内	様式2「令和6年度香川・愛媛せとうち旬彩館イベント報告書」を提出。